

議会になになぜ



議会に対する素朴な疑問をQ & A方式で分かりやすく解説します。

政務活動費と議員活動

政務活動費とは、議員報酬とは別に、町で行なっている政策や、議員自らが政策提言するために調査研究等の**議員活動**をするために支給されるものです。

Q どのような費用が対象になるの。

A 議員活動のための書籍購入や各種研修会参加費、視察費、事務費などの実費弁償分です。(詳細は左ページを参照)

Q 白鷹町はいくらなの。

A 条例の規定により毎月5,000円の活動費が支給されています。剰余金があれば返還します。

Q ほかの町はどうなの。

A 県内の市はほとんど支給されています。置賜のほかの町は、活動費なしが2町、毎月一万円が2町です。

Q 議員は日ごろどのような活動をしているの。

A 議会や委員会出席の他に、各種団体の事業や地域行事への参加、町内外で開催される研修会などへの出席、政策に対する調査・請願・陳情・研究等々多岐にわたります。しかし、その費用すべてが政務活動費の対象とはなりません。

Q 政務活動費と議員活動の関係は。

A 議員活動は幅が広く、私的活動との線引きが難しいのが現状です。

今日のような財政状況の中で、町民の方々の理解を得ることが大事なことと思われま

この度の政務活動費の公開によって、少しでも議員活動を見える化しながら、議会のこと、議員のことを、町民の方々にPRしていくことも非常に重要になってきます。

